

【閲覧用】

令和3(2021)年第4回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和3(2021)年4月9日(金)				
開催場所	飯塚市役所本庁7階 第1・2委員会室				
開会	午後2時	閉会	午後3時11分		
議事及び 議決結果表	番号	件名		結果	備考
	議案第21号	農地法第3条の許可申請について		許可	6件
	議案第22号	農地転用計画変更申請について		許可相当	1件
	議案第23号	農地法第5条の許可申請について		許可相当	5件
	議案第24号	農用地利用集積計画(利用権設定)について		決定	64件
	議案第25号	農用地利用集積計画及び配分計画について		決定	12件
	議案第26号	農用地利用集積計画(所有権移転)について		決定	1件
	協議第1号	飯塚市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について		決定	
	協議第2号	営農型太陽光発電設備設置にかかる1年1作の取扱いについて		継続協議	
	報告第15号	農地転用計画変更申請の取下げ願書の提出について		済	1件
	報告第16号	農地法第5条の許可申請の取下げ願書の提出について		済	1件
	報告第17号	農地所有適格法人の報告について		済	1件
	報告第18号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について		済	1件
	報告第19号	農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について		済	4件
	報告第20号	農地転用完了等の報告について		済	
出席委員	農業委員	18人	農地利用最適化 推進委員	8人	
欠席委員	農業委員		1人		
署名委員	2番	大隈 秀文	3番	原田 敏行	
事務局	局長	田中 善広	係長	植木 功	
	主任	赤崎 政伸	主事補	野中 智仁	
その他の 出席者	経済部長 長谷川 司		筑穂支所経済建設課 井上 成道		
	企業誘致推進課 柴田 康弘		庄内支所市民窓口課 鏡 吉秀		

農業委員出席状況（18名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	福澤 正剛	○	11	上田 高志	○
2(副会長)	大隈 秀文	○	12(会長)	須堯 忠臣	○
3	原田 敏行	○	13	大熊 眞	○
4	茅野 兵次郎	○	14	多田 信之	○
5	藤田 武治	○	15	奥野 由佳	○
6	畠中 五恵子	○	16	深町 義則	○
7	高野 敏治	—	17	城石 隆生	○
8	伏原 和也	○	18	淺田 正次	○
9	岡松 美由紀	○	19	小山 光治	○
10	新開 剛	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（8名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	—	16	山本 眞二	○
2	幸崎 勲	○	17	平嶋 正雄	—
3	三村 保始	○	18	田中 直敏	—
4	肘井 郁秀	—	19	原 寅雄	○
5	池永 雅行	—	20	藤井 光生	—
6	福間 健二	—	21	瀧本 康男	○
7	岡松 正利	—	22	中野 敏次	—
8	大村 敏之	—	23	多田 茂康	—
9	小畑 和廣	—	24	武本 正国	—
10	平畑 悟諮	—	25	山本 保利	—
11	水間 惣吾	—	26	松延 隆幸	—
12	岡松 明人	○	27	嶋田 正志	—
13	大谷 繁信	—	28	中村 勉	—
14	藤田 光幸	—	29	森田 輝巳	—
15	田中 一平	○	30	許斐 太一	○

議案第 21 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(16 番推進委員：山本委員) 3 月上旬に譲受人と現地で会って話を聞いたところ、譲受人は既に一町六反程度耕作しており、トラクター、耕作機械、乾燥機など一式を保有し稲作をしているため、問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 21 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(12 番推進委員：岡松委員) 3 月 10 日に譲渡人 [REDACTED] の娘さんより連絡があり、「父も高齢のため、譲受人 [REDACTED] に農地を売却する」とのことでした。また、譲受人から譲渡人へ連絡をした際に、[REDACTED] も高齢だが農作業については後継者の息子が主にされているとのこと。農機具についてもすべてではないが、トラクターを保有されているので、問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 21 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地	[REDACTED]
--------	------------

地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積	[REDACTED]
	[REDACTED]	耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	贈与		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(21番推進委員：瀧本委員)</p> <p>譲渡人 [REDACTED] は病気のため体調不良を頻繁に引き起こすため、営農活動に支障をきたしており、今般、親類縁者である譲受人 [REDACTED] に営農全般を委ねるとしたための申請である。譲受人は [REDACTED] にて60aの農地に水稻等の作付けをし、今後とも規模拡大に向け取り組まれているため、今般の申請において譲受人として適格であり問題なし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第21号第4項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積	[REDACTED]
	[REDACTED]	耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(19番推進委員：原委員)</p> <p>3月16日に申請人 [REDACTED] より推進委員に説明があった。譲受人は [REDACTED] であり、農業従事者であることから、耕作上、特に問題はなし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第21号第5項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		

譲受人	██████████ ████████████████████	耕作面積 耕作者数	██████████ ████
譲渡人	██████████ ████████████████████		
備考	売買		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(21番推進委員：瀧本委員)</p> <p>譲渡人 ██████████ におかれましては、人手不足等により営農活動の継続に支障をきたす状況が長く継続しており、所有農地の処分を行うための今般の申請である。譲受人 ██████████ は ████████ 地域においても有数の大規模農家であり、水稻及び野菜等 450a の作付けを行っており、今後とも更なる規模拡大を図りたいとのことであり、今回の3条申請の譲受人として適格であるため、問題なし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第21号第6項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	██████████ ████████████████████		
譲受人	██████████ ████████████████████	耕作面積 耕作者数	██████████ ████
譲渡人	██████████ ████████████████████		
備考	売買 新規就農者		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(30番推進委員：許斐委員)</p> <p>3月23日に野見山行政書士・地主 ██████████ ・購入者 ██████████ が来られ、農地の購入の話を受けました。その後3月26日に、農地が ██████████ ではなく ██████████ のため、地元の農業委員さん、推進委員さん、原田農業委員・許斐推進員・事務局柴田氏で協議をいたしました。譲受人は新規就農者のため、条件が合うかを確認した。取得が ██████████ で ██████████、██████████ の農地であるが、購入者は穎田の勢田で会社と農業をされている。条件は5反以上なのでクリアしている。農業への意欲は、ジャンボにんにく・野菜を家庭菜園でしている。稲作については、地主の援助を受けてするとのこと。農機具については、耕運機・草刈り機、稲作については元地主の農機具を借りる予定です。またお子さんと一緒に農業をしていくとのこと。地元の農事区長さんにも十分話をされている。</p>		

質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第 22 号第 1 項 農地転用計画変更申請について

※議案第 23 号第 1 項と関連

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
変更前の事業計画に 従った実施状況	造成まで完了	農地 区分	2 種 (500m 以内に天道駅)
当初転用者	[REDACTED]		
承継者	—		
当初事業計画	貸駐車場敷（本件農地だけで施工する予定）		
変更後事業計画	貸駐車場敷（新たに [REDACTED] を借り受け、一体的に事業を行う計画）		
備考	平成 29 年 11 月 27 日付け 29 飯農第 18 号-114 にて許可を受けていたもの。		
造成	最大で 130 cm 程度の盛土工。造成後の表面は砂利敷き。		
進入口	西側国道より幅 8m の進入路を敷設。		
土留め	東側の一部において河川道路に擦り付け。その他の東側において隣接地へ投げかけ。その他周囲で法面土羽打ち。法面保護のため種子吹き付け施工。		
被害防除	北側、南側及び西側において擬木（防護柵）を設置。		
雨水排水	新設溜柵及び既設側溝を経由し、東側河川へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	平成 29 年 12 月 1 日から令和 3 年 9 月 14 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	（資金）自己資金。残高証明書あり。 （信用）現在、違反転用事案なし。		
補足説明	当初、隣接温泉施設内を経由し駐車場へ進入する計画であったが、議案第 23 号第 1 項により隣接地を借受け、国道からの進入及び休憩施設を新設する計画に変更。		
地区推進委員報告	（12 番推進委員：岡松委員） [REDACTED] が許可を受けて、今回変更申請をしたものである。5 条の分で [REDACTED] が代表取締役を務める [REDACTED] の借地案件と併せて説明いたします。4 月 6 日、[REDACTED] の代理人であります [REDACTED] の [REDACTED] 代表より、詳細を記載した資料に基づき説明を受けました。資料の通り、個人所有地と法人が [REDACTED] より借受ける農地を一体的に整備し、隣接する温泉施設の駐車場として利用をしたいとのことでした。地元生産組合の承諾も受けているため、計画の通り施工されれば問題はなし。		

現地調査報告	(事務局) 3月29日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第23号第1項 農地法第5条許可申請について

※議案第22号第1項と関連

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	賃貸借権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2種 (500m以内に JR 天道駅)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	駐車場及び休憩場敷		
備考	なし		
造成	最大130cm程度の盛土工。造成後の表面は砂利敷。		
進入口	西側国道より幅8mの進入路を敷設。		
土留め	東側の一部において河川道路に擦り付け。その他の東側において隣接地へ投げかけ。その他周囲で法面土羽打ち。法面保護のため種子吹き付け施工。		
被害防除	北側、南側及び西側において擬木（防護柵）を設置。		
雨水排水	新設溜樹及び既設側溝を経由し、東側河川へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和3年5月15日から令和3年9月14日まで		
水利同意	[REDACTED]生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(12番推進委員：岡松委員) [REDACTED]が許可を受けて、今回変更申請をしたものである。5条の分で [REDACTED] が代表取締役を務める [REDACTED] の借地案件と併せて説明いたします。4月6日、[REDACTED] の代理人であります [REDACTED] の [REDACTED] 代表より、詳細を記載した資料に基づき説明を受けました。資料の通り、個人所有地と法人が [REDACTED] さんより借受ける農地を一体的に整備し、隣接		

	する温泉施設の駐車場として利用をしたいとのことでした。地元生産組合の承諾も受けているため、計画の通り施工されれば問題はなし。
現地調査報告	(事務局) 3月29日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	異議なし
審議結果	許可相当

議案第23号第2項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
権利内容	所有権		
譲受人	[Redacted]	農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	[Redacted]		
転用目的 施設の概要	[Redacted]		
備考	売買 令和3年3月9日付け都市計画法による事前審査会終了。		
造成	最大で2.30m程度の盛土工。申請地内中央部に存在する水路は開渠とするが、道路にかかる部分は床版掛け。		
進入口	申請地北側の3区画で、隣接する市道から進入。残りの13区画は、南西側で隣接する市道へ接合させた上、申請地内に敷設する道路から進入。		
土留め	申請地北側の隣接宅地と接する箇所の一部で既存擁壁に投げ掛けとなる他は、申請地の周囲にコンクリートブロック壁やL型擁壁を新設。		
被害防除	農地や水路に面する箇所にフェンス及びガードレールを設置。		
雨水排水	申請地北側の3区画では、既存道路側溝に放流。残りの区画では、申請地内に新設される道路側溝に放流。		
生活雑排水	雨水排水に同じ。		
工事計画期間	令和3年5月10日から令和4年3月31日まで		
水利同意	[Redacted]生産組合及び[Redacted]生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 他法人からの借入れ。融資先の融資証明、残高証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	水路の畦畔部分にはコンクリート舗装工。 申請地内に新設される道路及び公園広場は、市に帰属予定。		
地区推進委員報告	(26番推進委員：松延委員) (代理：10番農業委員：新開委員) 本件については、3月16日に[Redacted]測量士が来られて、地元[Redacted]の生産組合		

	達したが、他町での転用許可案件について進捗状況の不具合が判明。令和3年3月12日付けで申請を取り下げた（議案書12ページ報告第16号第1項）が、他町での進捗状況が整理されたため、再申請。
地区推進委員報告	（3番推進委員：三村委員） 昨年12月の当総会におきまして、審議をされたものになります。 この度、計画の変更があったため再度申請いたします。特に問題なし。
現地調査報告	（事務局） 3月29日の執行部との現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第23号第4項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅敷 居宅 1棟 66.24㎡ カーポート 1棟 34.49㎡ 建ぺい率 29.28%		
備考	売買		
造成	現況を均す程度。 造成後の表面は、進入路部分においてアスファルト舗装。		
進入口	東側市道より進入。		
土留め	北側、西側の一部及び南側の一部において、隣接地へ投げかけ。 西側の一部及び南側の一部において、コンクリートブロック擁壁を新設。		
被害防除	南側の一部において、新設棒杭及びロープを設置。		
雨水排水	住宅周囲に溜柵を敷設し、南側側溝へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を敷設。雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和3年5月20日から令和3年10月31日まで		
水利同意	[REDACTED]水利組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(15番推進委員：田中委員)		

	3月12日に家屋調査士の赤間氏から、生産組合長と水利組合長と一緒に説明を受けました。本件につきましては、一般住宅への転用ということで 水利組合の同意が取れており、問題なし。
現地調査報告	(事務局) 3月29日の執行部との現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第23号第5項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
権利内容	所有権		
譲受人	[Redacted]	農地 区分	2種 (500m以内に JR 天道駅)
譲渡人	[Redacted]		
転用目的 施設の概要	特別養護老人ホーム敷 1棟 2,529.44㎡		
備考	売買 令和3年1月21日付け都市計画法に基づく事前審査会終了。 隣接用悪水路9.57㎡を含め、計画面積は4,342.57㎡となる。		
造成	最大110cm程度の盛土工。		
進入口	東側市道より幅12mの進入路を敷設。		
土留め	東側の一部、南側の一部、西側及び北側において、コンクリートブロック擁壁を新設。 東側の一部及び南側の一部において、L型擁壁を新設。 市道に面する北東側では、道路中心線より4.5mの位置までセットバック。 セットバックラインへの擦り付け。セットバック部分については市に帰属予定。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	(計画図面内黄色部分) 申請地内にU字型側溝、自由勾配側溝を敷設し、溜桝及び新設暗渠排水管を経由後、西側水路へ放流。 (計画図面内クリーム色部分) 申請地内にU字型側溝を敷設し、溜桝、横断用側溝及びVP管を経由後、東側水路へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を敷設。VP管及び溜桝を経由後、東側水路に放流。		
工事計画期間	令和3年6月1日から令和4年3月31日まで		

水利同意	■■■■及び■■■■生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金、金融機関からの融資及び公的資金(補助金)。 残高証明書、融資証明及び補助金交付決定通知書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	現在試掘調査中。令和3年5月末頃完了予定。 (市文化課文化財保護推進室へ確認)
地区推進委員報告	(12番推進委員:岡松委員) 4月6日■■■■の代理人であります■■■■ ■■■■による詳細説明をいただきました。譲渡人の■■■■におきましては、以前より売却先を探していたことから、今回の売却に至ったとのことです。 4月7日に現地を確認いたしました。農地の周辺は住宅化しており、現在はブルーシートをかけて試掘が行われている状況であります。地元生産組合の意向を踏まえた中で、水路も流す場所をきっちり対応するということをございましたので、同意もいただいておりますので、計画の通りであれば問題はないものと思われまます。
現地調査報告	(事務局) 3月29日の執行部との現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	(11番農業委員:上田委員) 申請地では文化財の試掘が行われている。本件の施工開始時期と試掘期間が重複することはないのか。 (事務局) 本件の発掘は、事前に市と事業者間で十分な協議を行ったうえで、期間を設定しております。一方、本件転用の施工開始時期は令和3年6月1日を予定しているため、2つの期間が重複することはないことを、市の文化課文化財保護推進室へ確認済みであります。
審議結果	許可相当

議案第24号 農用地利用集積計画(利用権設定)について

地目別 設定面積	田	190,451.54 m ²		
	畑	2,192.00 m ²		
	樹園地	0.00 m ²		
	採草放牧地	0.00 m ²		
	計	192,643.54 m ²		
作物別 設定面積	水稻	(3年以下)	79,776.54 m ²	23件
		(6年以下)	78,862.00 m ²	23件
		(10年以下)	25,466.00 m ²	13件
		計	184,104.54 m ²	59件
	大豆	(3年以下)	1,924.00 m ²	1件
		計	1,924.00 m ²	1件

	野菜	(3年以下)	2,192.00 m ²	1件
		(6年以下)	3,121.00 m ²	2件
		計	5,313.00 m ²	3件
	ハウス	(6年以下)	1,302.00 m ²	1件
		計	1,302.00 m ²	1件
	計	(3年以下)	83,892.54 m ²	25件
		(6年以下)	83,285.00 m ²	26件
		(10年以下)	25,466.00 m ²	13件
計		192,643.54 m ²	64件	
設定内容	別紙一覧表のとおり			
第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第25号 農用地利用集積計画及び配分計画について

地目別 設定面積	田		62,806.00 m ²	
	畑		0.00 m ²	
	樹園地		0.00 m ²	
	採草放牧地		0.00 m ²	
	計		62,806.00 m ²	
作物別 設定面積	水稻	(10年以下)	60,507.00 m ²	10件
		計	60,507.00 m ²	10件
	大豆	(6年以下)	2,299.00 m ²	2件
		計	2,299.00 m ²	2件
	計	(6年以下)	2,299.00 m ²	2件
		(10年以下)	60,507.00 m ²	10件
		計	62,806.00 m ²	12件
設定内容	別紙一覧表のとおり			
第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			
審議結果	決定			

議案第26号 農用地利用集積計画（所有権移転）について

譲受人	福岡市中央区天神4丁目10番12号 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構 理事長 渡邊 大起	耕作面積	—
譲渡人		利用目的	水田として利用

土地の所在地 地目、面積			
所有権の移転時期	令和3年4月30日		
第18条第3項各号	該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
質疑・意見	なし		
審議結果	決定		

協議第1号 飯塚市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について

推薦依頼(5人)	委員名(案)	現委員名
1	須堯 忠臣	福澤 正剛
2	茅野 兵次郎	茅野 兵次郎
3	上田 高志	上田 高志
4	大熊 眞	大熊 眞
5	新開 剛	新開 剛
事務局からの説明	<p>協議会委員の任期は2年となっており、現委員の任期は令和2年4月1日～令和4年3月31日までとなっておりますが、今回、飯塚農業振興地域整備促進協議会規則 第4条第1項の規定に基づき、飯塚市長より委員の推薦依頼がございました。つきましては、案の通り、協議会委員の一部変更を行ってよいか、皆様にご協議頂くものでございます。</p> <p>今回の協議会の委員変更につきましては、農業委員会会長が所属する地区においては農業委員会会長が協議会委員となること、慣例となっておりますので、変更を行うものでございます。なお、任期につきましては、承認をいただいてから2年となるものではなく、令和4年3月31日までの1年間の期間を引き継ぐものとなっております。</p>	
質疑・意見	<p>(1番農業委員：福澤委員)</p> <p>慣例による変更ということだが、農業委員会の規則によるものでしょうか。(事務局)</p> <p>規則による明記はありませんが、協議会の慣例によるものとなっております。</p>	
審議結果	決定	

協議第2号 営農型太陽光発電設備設置に係る、1年1作の取扱いについて

1年1作の取扱いについて	
提案理由	農地法3条許可により取得した農地において、取得後1年以内に営農型太陽光発電設備を設置する場合の1年1作の取扱いを協議するもの。
相談事例	1 「甲」が所有する農地【A】を、「乙」が農地法第3条許可を得て取得し、「乙」自身が水稲作付をする計画。

	<p>2 農地【A】において、「乙」が第3条取得後すぐに、「丙」による営農型太陽光発電設備を計画（農地【A】の上部）。</p> <p>3 「乙」と「丙」による営農型太陽光発電事業の農地法第5条申請（一時転用）及び地上権設定のための農地法第3条申請。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「丙」は、営農型太陽光発電設備を設置するため、農地【A】の支柱設置部分において、農地法第5条（一時転用）の許可が必要。 ・太陽光パネル部分において、農地法第3条（地上権設定）許可が必要。 <p>※一時転用申請の目的は、農地【A】の上部における営農型太陽光発電設備であるが、下部における「乙」の営農には支障なし。</p>
<p>確認事項</p>	<p>1 申し合わせ事項では、原則として、農地法第3条許可後は、1年1作後でなければ転用申請等を認めていないが、今回の場合は、太陽光発電設備の下部で、通常の営農が行われ、かつ「乙」自身が営農をすることから認めて良いか協議するもの。</p> <p>※太陽光発電設備の下部を「乙」以外の者が営農する場合には、1年1作でなければ申請を認めない。</p>
<p>質疑・意見</p>	<p>（13番農業委員：大熊委員）</p> <p>営農型太陽光発電は初めての案件であるため、なかなか理解が難しいが、転用になるのか農地のままになるのか決め方が難しい。この前の総会の時にも、太陽光発電の取り組みの支援ガイドブックをいただきましたが、なかなか理解ができなかったです。要するに、転用の時には1年1作は今まで通り、また、転用が必要なのか、営農型太陽光発電になるのか、そのへんの判断が難しい。もう少し資料がほしい。説明を見るとトラクターでも耕運できるなどの条件があるようですが、もし上に設置したときに作物が今までの何パーセント減などの基準などはありますか。そのへんをお尋ねしたいです。</p> <p>（事務局）</p> <p>今ご指摘いただきました内容についてであります。まず、営農型太陽光発電設備というのは、一般的な太陽光パネルは比較的低い位置に設置いたしますが、営農型太陽光パネルは字の通り、その下で農業をするものです。そのための一定程度の余裕がないとだめです。地上部分については太陽光パネルを設置するための支柱が埋まります。そのため、その部分については、施工するため限定的に農地ではなくなるので、一時転用扱いという形になります。</p> <p>もう一つの農業収入部分の影響があるというご指摘ですが、営農型太陽光パネルは、下地の農地について日照通風で著しく農業収入が落ちるものについては基本的に認められる傾向にありません。その基準で一般的に指し示されているものは平均単収の8割を下回るものについては認めないというものです。今回についても、現状の基準でいけば、しっかりと確認をしながら対応をとっていく形になるかと思われまます。</p> <p>（19番農業委員：小山委員）</p> <p>今の説明ですと、現在申請されている作物は水田なら1年1作ですすぐできると思いますが、ネットなどで見ているとブルーベリー・お茶などができていまして、そう</p>

いったものになると1年で8割の基準までいかないと思いますが、飯塚市で今度されるところではどんな計画なのか知りたいです。

(事務局)

現在、把握している内容は水稲の方向でいかれるとのことですので、現状も水稲、設置後も水稲でご検討されているとのことですので。

(3番農業委員：原田委員)

図面を見ましたが、決まり事としまして太陽光発電は1年1作をして、それからというのが話の流れで来たと思います。この件について、水稲作付けをして太陽光パネル設置をして、その下に支柱のコンクリートの基礎工事がありますよね、そうした場合に実際田んぼを耕して水をあてて作物ができるのだろうか。また下には配線もあるはずですよね。実際、私は太陽光発電の工事をしてきました。ずっと見てみますと、やはり配線が下にありました。また、コンクリなどの基礎工事をしているため、太陽光の下では作物も通常の田んぼのようにできないと思われま。太陽光パネルの間だけ可能だと思います。穎田ではビニールハウスの中に、(田植え後に余った苗が)もったいないということで稲を植えられている。実際には堆肥のための稲を植えつけにしかならないと言っている。(ビニールハウスの)中で小さなトラクターで田んぼを鋤いて耕して稲を植えてあります。皆様方、田植えが終わった後、植えられていますけど堆肥ぐらいしかならないと言われております。むしろ、太陽光パネルの陰になった状態で、基礎工事・配線などがある中で、実際耕作ができるのだろうかと疑問に思います。

(事務局)

委員のご指摘通り、具体的な計画を拝見している中では、現在その点について説明ができないという状況です。しかしながら、営農型太陽光発電というものは全国的に見ても展開が増えており、例えば日照通風の角度を配慮した設置、あるいは太陽光を応用した自動回転型など様々種類があるようです。当然、構造物が上に乗りますので、農地の表面については支柱を支えるようなコンクリート構造物等が埋め込まれ飛ばないようにすることはほぼ間違いないと思われま。一般的な太陽光発電のように、地表の大部分をコンクリート構造物が覆い尽くすような形には、おそらく営農型ではないと思われま。ホームページで確認するとそのような状況が確認されております。そういった中で、先ほどの8割の農業収入の落ち込みをした場合、改善についての指導対象となつてこようかと思われま。十分な検討の中で営農型太陽光発電設置の申請がなされるものだと思いますし、事前協議は充分に対応をとっていきたいと思われま。以上です。

(4番農業委員：茅野委員)

営農型太陽光発電というものは農家の収入を考えた上の太陽光だと私は考えております。しかし、②の内容を見ますと、「甲の農地を乙が取得し丙が耕作する」となっているが、このようなことでは農家の収入になりますでしょうか。

(事務局)

今のご指摘・ご質問につきましては、明確な回答を持ち合わせていないというのが正直なところ。ただし、借地料等が恐らく入ってくるというような形になりま

して、従来の大幅な減収がない農業所得と合せて、なんとかトントンだろうというところでございます。また、今一度申し上げますと今回のご協議頂きたい内容とは、こういった事例においた時に1年1作の飯塚市農業委員会の申し合わせ事項を適用させるのか、農業経営が継続されるので適用させなくても良いと考えるのかをご協議頂きたいです。また、今の委員のご指摘のような部分につきましては、今回ご協議頂いた結果に基づいて、良いということになれば、具体的な申請の段階でしっかりと県とも協議を取りながら、判断をしていきたいと考えているところでございます。以上です。

(4番農業委員：茅野委員)

農地を取得した人が1年1作して、自身が営農型太陽光をするなら良いと思うが、他の方がするとなれば、借地料が普通の農地の店舗敷きに借地してあるものと変わらない。そうすれば農家の収入は変わらない。増えたり減ったりということはしない。であれば、5条または4条の申請をし、第三者が営農型太陽光をするのであれば許可を受けたいうで、された方が良いと思う。本人がする場合は、上も下も自身の物であるため、耕作がしにくくても辛抱はすると思うが、第三者が借地料だけでしていた場合は、農家の収入にはならないと思います。

(議長)

今日、皆様方に審議して頂きたいことは、そういう設備をしても、あんまり儲からないのではないかという意見がでておりますが、私もそう思いますよ。それだけの設備をしてですね、土地の所有者農家の人の追加的な収入を得るためというような目的が書いてあるが、それだけで追加的な収入が得られるかどうかはわからない。原田委員が言われました通り、田んぼの中に構築物を色々建てることによって、農作業がしにくかったり、あるいは植え付ける面積が減ったりすれば、結果的には太陽光をつけても、あんまりお金にならないのではなかろうかというようなご意見であろうと思います。今日審議して頂きたいことは、事務局が申しました通り、例えば自分の土地の横に人の土地を買って、そしてその上に太陽光をつけたいという場合に、今まであった1年1作、この規定を継承して良いかということをお本日提案させてもらっています。県内でも、そこまで事例はないとは思いますが。私もインターネットで見えていたが、好事例ばかりテレビやインターネットに出てきている。私もこのようなことで儲かるだろうかと疑問に思う時もありますが、皆様方に本日ご意見をいただきたいのは、自分の土地に設置した場合は1年1作は必要ないが、他人の隣接の土地を買って太陽光発電を設置したいと言った場合どうなのかという所です。私は1年1作の規定にかかるとは思いますが、皆様のご意見を聞きながらまとめないといけないため、お願いします。

(事務局)

私の説明が足りない部分があるかもしれないので、今一度申し上げたいところがありますが、議長の方からも話がありましたが、第3条において何某という人間が第三者の土地を取得し、耕作を継続し、その取得した農地の頭上に営農型太陽光発電、下ではちゃんと水稲ができるというような形にする場合に、太陽光設置を実際にはその設置するなら第三者、太陽光発電事業者ということになるだろうかと思いますが、

そういう状況で一つポイントというのは、先ほどからご指摘あるように、第三者が太陽光発電を設置すること、しかしその底地の方、下地の方では取得した農家の方が継続して農業を行うという点についてみて、今一度の説明になって恐縮ですがそういう部分で営農が継続されるというポイントを今一度説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

(2番農業委員：大隈副会長)

大隈です。今、入り口の部分を議論されておりますが、実際これで相談がされたということであれば、運用に移した時に問題も整理しとかなければならないのではないかと思います。例えば、一時転用は3年ごとの更新というのがインターネットなんかで見るとありました。コンクリートを下地に太陽光パネルを作った、しかし一時転用の期間3年間は認めます。そして先ほどの話が出たように単収・収穫量が20%落ちたらこれはダメですよとなり、その次の時の一時転用は認めないとなります。基本的にそこでそういう時の部分がきっちり事務局としてもしておかないとトラブルが起こると思います。それともう一つ、その田んぼを買い水稻をした場合、隣接地と収穫が2割違うなどは誰が査定するのか。あなたのところは2割収入が落ちていきますと。それが事務局としても、この農業委員会としても、そういう体制が取れておるのか。例えば、稲作しなくてもブルーベリーを植えて収穫まで年数がかかるなど。そういう体制が私どもとしては初めて取り組むけどあるか。

そういう収穫では1年に1回、報告書を出さないといけないというものがありましたね。そういうところで収穫も必ず3年ごとの更新、担い手の人は10年という形が特例で別枠が設けてある。そうしたものがあっても、もう少し調べておかないと今度はその業者とトラブルになるのではないかと。そして仮に一時転用が駄目だった場合、パネルを作ったらこの上には地上権あるのではないのでしょうか。で、やめました、撤去しましたとなると、またトラブルになるような可能性もあるのではないかと。良い事例がいっぱいありますけど、全国的にまだ少ないと思います。そういうことで、私らはもっとそういう勉強会が要るのではないかと考えています。

(1番農業委員：福澤委員)

1番福澤でございます。今見たところでも、かなり皆さんから意見が出ております。こういう案件については飯塚市としては初めてということで、これを簡単に許可すればまた前例ができ、いろんなトラブルの発生のもとになると思います。なので、今この場の審議では無く全体会議等を開いて、皆さんの意見を取りまとめる必要があります。また、資料がまだ足りないと思います。事務局の方も、副会長が言われた通り、いろんな資料でもう少し勉強して、それから総会にて審議をするべきです。やはり全体会議等でもう少し詰めないと、このままでは時間ばかり経ってどうしようもないと思います。以上です。

——— 休憩 ———

(12番農業委員：須堯会長)

協議を再開いたします。ただいま色々協議中に皆さんから多くの意見が出ておりました。そういうことで、資料が足りないということもありますし、併せまして、副

	<p>会長から言われました、その8割というのはどういう風に認定するのかとか、そういった体制をさらに掘り下げた審議が必要だと思います。そういうことでこの「協議第2号 営農型太陽光発電設備設置に係る、1年1作の取扱いについて」の取扱いにつきましては継続審議にしたいと思いますが、いかがでございますか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>それで次回以降、提案をしたいと思います。</p>
審議結果	継続審議

報告第15号 農地転用計画変更申請の取下げ願書の提出について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
変更前の事業計画 に従った実施状況	店舗建設中	農地 区分	2種
当初転用者	[Redacted]		
承継者	—		
当初事業計画	店舗敷 (令和3年2月14日までの転用)		
変更後事業計画	店舗敷 (令和3年6月30日までの転用)		
備考	令和3年2月22日付け2飯農第10-8号にて受理されていたが、取下げ願書が提出されたもの。		

報告第16号 農地法第5条の許可申請の取下げ願書の提出について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
変更前の事業計画 に従った実施状況	宅地分譲敷	農地 区分	3種
譲受人	[Redacted]		
譲渡人	[Redacted]		
転用目的	宅地分譲敷		
備考	令和2年11月25日付け2飯農第5-33号にて受理されていたが、取下げ願書が提出されたもの。		

報告第17号 農地所有適格法人の報告について

農地所有適格法人の名称	
主たる事務所の所在地	
代表者の氏名	
代表者の住所	
法人が所有し、又は所有権以外の使用及び収益する権利を有している農地	
事業の状況	農畜産物名：米、大豆、飼料用米 関連事業等名：水稻大豆生産経営
構成員数	
業務執行役員数	
要件の適否	適正
備考	なし
結果	済

報告第 18 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

受贈者	住所	
	氏名	
引き続き農業経営を行っている期間	平成 30 年 2 月 15 日 ～ 令和 3 年 3 月 2 日	
参考事項	租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項（贈与税）	
結果	済	

報告第 19 号第 1 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 3 年 1 月 6 日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和 3 年 2 月 26 日
結果	済		

報告第 19 号第 2 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年3月3日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年3月3日
結果	済		

報告第19号第3項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年3月8日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和3年3月8日
結果	済		

報告第19号第4項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和3年3月10日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和3年3月10日
結果	済		

報告第20号 農地転用完了等の報告について

①前月中に、 (1) 完了予定日を迎えた転用案件、 (2) 完了確認を行った転用案件、 (3) 現況証明書を交付した転用案件 ②今月中に (1) 完了予定日を迎える転用案件	別紙一覧表のとおり
---	-----------

備考	なし
結果	済

(10 番農業委員：新開委員)

総会が終わっておりませんので全体会議について、ちょっとお聞きしたいのですが、今の協議第2号等もありますが、議長の考えとして、今後あの全体会議等は前の案件までいくらか2、3点残っていたと思います。それ以外にもまだ総会じゃなくして全体会議でするところがあると思うのですが、議長として今後全体会議は行うものかどうかご回答お聞きたいと思います。

(議長)

全体会合を開く予定があるかということでございますが、内容によって全体会議を開かなければいけない案件もあると思います。まだ終わってないということがありますのでそれも含めまして、開きたいと思います。

(1 番農業委員：福澤委員)

これは別件なのですが、あの事務局にちょっとお伺いしたいのですが、先月、私もあの現地調査に個人で行った時に、■■■■ですかね、違反転用があつて追跡調査をするということで、地元の農業委員さん・推進委員さんの方にも報告して、今追跡調査をしているという報告を受けておりました。先月私がちょうど通りかかったら違反転用、無断で泥を入れて、そしてそれは今から調査をするということにしていましましたが、今現在重機が入って資材が置いてある、でそのことに対して今どのような調査をしながらどういう経過をしてあるのか。先月、私が報告したので、まだそこまで至ってないということであれば、来月まででもいいですから、その後進捗状況を聞かせていただきたい。それというのも、今まで違反転用で現状復旧を厳しく指導してきておりますので、やはり公平公正にさせていただかないと問題が出ると思うのです。その経過を来月の総会でもよろしいですから、報告をお願いします。今分かればお願いします。

(事務局)

今のご指摘の案件については、違反転用があり、これもちょっとかなり前からの事案でございまして、1番委員が会長さんの時にも、ご報告させて頂いていた案件です。概要を言いますと、■■■■ 傍にくぼんだ農地があり、そこが耕作放棄地であった。そこを、地主さんの方が扱いに困っており、農地という認識がかなり荒れている状況の中で、なかったが故に、もう合併よりもかなり前の時に、建設業者の方に貸付けを行って、資材置場の状況になっていた。ところが、その部分についてみたら転用許可を取っていなかったというような状況がございまして。今、言われました通り、こういった状況についてみては、把握したところの中で、一義的には地権者の方が農地の認識がなかったという状況があったにせよ、それにゴーサインを出したというところがありますので、地権者の方はもう相続が発生しているよう探しているという状況でございまして。地権者がはっきりしましたら、そういう方には農地法違反の状況をお伝えしまして、適

切な処理の方向に持っていきたいと考えているところでございます。以上、簡単ではございますが、そういった状況でございます。

(1 番農業委員：福澤委員)

私が説明を聞いたのは、地元の農業委員さん、推進委員さんにも報告して、いろんな調査をしとるということで、地元の農業委員さん、推進委員さんも今動いてあるわけですか。

(事務局)

実際には、改選前の委員さんだったと思います。現行の委員さんについてみては、おそらく直接的にこの案件の説明はあっておりません。今は、ご指摘の通り、今の地区担当の農業委員さん、推進員さんの二人についてみては、詳細説明を行っていなかったと記憶しておりますので、その点につきましては、資料等をまとめまして今連携を取りながら対応取っていきたいと考えています。

(2 番農業委員：大隈副会長)

2 番の大隈です。この案件について私は初めて聞く感じですけど、この農業委員になって 2 年ですけど、現場を見に行ったこともないです。私が来てからの違反はほとんど見に行っただけで解消してもらいましたけど、私も分からんし皆さんも分かっていますか。

(議長)

かなり前の古い案件ということで、皆様は知らないと思われます。また、今日説明しても分からないため、次回の農業委員会の時にも、報告事項として報告いたしますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

(議長)

以上を持ちまして、総会を終了いたします。